

各法域でのISSB基準導入等の 状況およびCSRD法制化の状況

EY新日本有限責任監査法人

2024年11月 初版発行

2025年6月 第2版発行



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence

Contents

1. Executive Summary
2. 各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況
3. EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況
および、オムニバス簡素化パッケージ



Executive Summary

Executive Summary

各法域における開示・保証基準の制度導入状況

✓ 現時点では、カリフォルニア州(米国)、シンガポール、マレーシア、オーストラリア、EUにおいて、非上場企業にも制度開示かつ制度保証の導入が決定している。

法域	適用範囲(*1)	開示	開示基準(*3)	開示適用開始年度(*2)	保証
Americas					
カナダ	P&N	任意(規制導入は一旦検討停止)	ISSB	2025年度	未定
ブラジル	P	義務化	ISSB	2026年度(2024年度から任意適用)	義務化
メキシコ	P&N	義務化	ISSB	2025年度	P:義務化、N:NA
カリフォルニア州(米国)	P&N	義務化	その他	2025年度: SB-253、SB-261 2024年度: AB-1305	義務化: SB-253 NA: SB-261、AB-1305
APAC					
中国	P&N	義務化(P)、任意(N)	ISSB(ダブルマテリアリティ及び中国の要求事項が追加)	2025年度	未定
韓国	P	義務化	ISSB	2026年度予定	未定(義務化の予定)
台湾	P	義務化	ISSB	2026年度予定	未定(義務化の予定)
香港	P&F	義務化	ISSB	2025年度	NA(ただし、推奨)
シンガポール	P&N	義務化	ISSB	2025年度(P)、2027年度(N)	義務化
マレーシア	P&N	義務化	ISSB	2025年度(P)、2027年度(N)	義務化
フィリピン	P&N	検討中(義務化の予定)	ISSB	2026年度(P)、2028年度(N)予定	未定
タイ	P	検討中(義務化の予定)	ISSB	2026年度予定	未定
インドネシア	P&N	検討中	ISSB	未定	未定
バングラデシュ	F	義務化	ISSB	2025年度	義務化
オーストラリア	P&N	義務化	ISSB	2025年度	義務化
EMEA					
イギリス	P	検討中(義務化の予定)	ISSB	2026年度予定	未定
スイス	P&N	義務化	未定(ISSB/ESRS)	2026年度予定	未定
トルコ	P&N&F	義務化	ISSB	2024年度	義務化
EU加盟国	P&N	義務化	ESRS	2024年度	義務化

*1 公開企業(P)、非公開企業(N)、金融機関(F)。一定の閾値を設ける場合も含む。

*2 開示対象となる報告年度。段階適用の場合は最初の適用グループの開始年度。

*3 「ISSB」は、ISSB基準の導入またはその他の使用。

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

凡例

導入状況	X - ISSB導入に関する公的な措置／発表はない A - ISSBと整合する基準への関心を表明。現地の規制枠組みにおける適合性に関するISSB基準を評価中／意見募集のための基準案を準備中 C - 現在、ISSBと整合する基準案への意見募集中／意見をレビュー中 F - ISSBと整合する基準を最終決定／ISSB基準を法制化 I - 導入ロードマップを実装／対象企業の段階的導入が現在発効／最初の開示が開始
導入タイプ	X - パブリックコメント未発表／未定 1 - ISSB基準全体を検討している、積極的に導入している、または既に導入している 2 - ISSB基準のベースラインに大幅な現地の修正を加えたISSB基準を検討している、積極的に導入している、または既に導入している 3 - ISSB基準のベースラインに追加の基準を加えたISSB基準を検討している、積極的に導入している、または既に導入している

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 Americas (1/2)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
カナダ	1 任意適用開始	2	2024年3月、カナダ証券監督庁(CSA)は、カナダのISSB基準の導入に責任を負うと発表した。 2024年12月、カナダサステナビリティ基準審議会(CSSB)は、初のISSB基準に基づくカナダのサステナビリティ開示基準を公表した。 2025年2月、カナダ金融機関監督庁(OSFI)は、連邦政府規制下にある金融機関を対象とした気候関連開示に関するガイドラインを更新した。 2025年4月、CSAは、気候関連開示規則の策定を一時停止すると発表した。	CSAはCSSB基準を上場企業向けの最終規則への統合についての評価は一時停止している。 非公開企業に関する開示の内容や対象企業に関する詳細は、今後発表される予定。	CSSB基準は、カナダ証券管理局などの規制当局やカナダの地方政府によって義務付けられない限り、任意の基準となる。	CSDS 1号および2号には、ISSB基準と比較して拡張された救済措置が含まれている CSDS基準は、気候関連以外のサステナビリティ報告、スコープ3のGHG排出量報告、定量的なシナリオ分析データ報告の報告開始日を延長するなど、経過措置を設けられている。	2025年度から任意適用が可能	未定
ブラジル	1 適用開始	1	2023年10月、ブラジル証券取引委員会(CVM)と財務省は、ISSB基準に基づくサステナビリティ報告基準を導入すると発表した。 ブラジルのサステナビリティ報告の基準設定機関(CBPS)は、自国の規制枠組みに当該基準を導入するとの任務を負う。 2024年4月、CBPSと連邦会計評議会(CFC)は、ISSBに準拠した基準の2つの公開草案を共同で発表した。 公開草案に対する意見募集は2024年6月に終了した。 2024年10月、CVMはサステナビリティ報告基準の最終化を発表した。	なし ISSB基準に基づくサステナビリティ報告基準を公表済み	公開企業は必須 証券会社や投資 ファンドは任意	ISSB基準からの逸脱はなし	2026年度 ただし、ISSB基準が規定する特定の開示に関する経過措置は、3年間(2024年と2025年:任意報告期間、2026年:強制報告期間)利用可能である。比較情報(経過措置期間にISSBが要求しない開示情報の1つ)については、企業がサステナビリティ報告を初めて実施した翌年以降に開示する必要がある。	ISSB基準に基づくサステナビリティ関連財務情報の作成と開示及び同情報に対する保証に関する規制であるCVM Resolution 193号と併せて適用することが意図されている。 2026年1月1日以降に開始する事業年度から合理的保証を義務付け CVMは、これらの報告書の保証を監督する。CVMは財務諸表監査を監督するのと同じ機関である。

米国

2024年3月、米国証券取引委員会(SEC)は、気候関連開示を義務化する最終規則を公表。異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表した
2025年2月、SECはSECが策定した気候変動に関する温室効果ガスの開示規則(GHG開示規則)の効力を争う訴訟の停止を裁判所に申し立てた。

カリフォルニア州

2023年10月、気候変動関連情報の開示を義務付ける3つの法案(「気候関連企業データ説明責任法(SB253)」、「温室効果ガス:気候関連財務リスク(SB261)」、「自主的炭素市場開示」(AB1305))が成立。
2024年1月、気候開示法(SB-253およびSB-261)に対して米国商工会議所などが憲法に反するとし、撤回を求めて提訴。

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

Americas (2/2)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか/逸脱が予想されるか?	適用日	保証が義務付けられるか
メキシコ	C	1	<p>2024年5月、メキシコの財務報告基準審議会(CINIF)はメキシコの財務報告基準(Norma de Información Financiera, NIF)を使用する非公開企業(公開企業は対象外)を対象とする、ISSBと連携したサステナビリティ報告基準(NIS)の導入を公表した。</p> <p>メキシコの金融機関から融資を受けるためにはNIFへの準拠が前提条件となることが多いため、多くのメキシコ企業が対象となる可能性がある。また、金融機関はリスク分析や自社のESG報告書作成のために、顧客のサステナビリティ報告を使用することもある。</p> <p>2024年9月には、メキシコ銀行証券委員会(CNBV)が、ISSB基準に沿ったサステナビリティ情報の開示義務化を検討するための意見募集を行うと発表した。提案された規則は、CNBVが監督するすべての証券発行体に適用され、保証が義務付けられる予定である。提案された規則では、2025年のデータに基づき2026年に報告が義務付けられる予定である。</p> <p>2025年1月、CNBVは、メキシコ証券取引所に上場する発行者に対して、2026年からの提出書類にISSBが発行するIFRS SDS(ISSB)基準を採用することを義務付ける規則変更を発表した。金融機関である発行者は、この新しい規制に従う必要はないが、メキシコの金融当局が発行するサステナビリティ報告要件に従うことになる。</p>	<p>CINIFはISSB基準とNISとのコンバージェンスへのコミットメントを表明している。</p> <p>気候関連財務情報開示を皮切りに、特定のサステナビリティピックに関する追加的な基準を発行していく予定であり、これによりコンバージェンスがさらに進むことが期待される。</p>	メキシコ市場に上場する公開企業およびメキシコ財務報告基準を適用する非公開企業	NIS A-1とNIS B-1のどちらもIFRSサステナビリティ開示基準の要求するガバナンス、リスク管理およびサステナビリティ関連のリスクと機会についての開示を要求していない	<p>公開企業: 2026年(2025年情報)以降、別個のサステナビリティ報告書における報告が義務付け。</p> <p>非公開企業: 2025年度から義務付け。早期適用も可能。</p> <p>初年度は比較情報は要求されない。経過規定により、スコープ3の温室効果ガス(IBSO 3)と持続可能な投資(IBSO 6)の開示は2026年から開始できる。</p> <p>経過規定を利用する企業は、その旨を開示しなければならない。</p>	<p>公開企業: 2027年(2026年情報)からは外部監査人による保証が必要となり、限定的保証が認められる。2028年(2027年の情報)からは合理的な保証が必要となる。</p> <p>非公開企業: サステナビリティ情報は、財務諸表における注記に含まれる一方で、2024年11月に公表されたメキシコ会計士協会の声明によると、サステナビリティ情報は財務諸表監査における保証の対象としないこととされている。</p>

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (1/5)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
中国 (※)	F	2	2024年5月、中国財政部(MoF)は新しいハイレベルのサステナビリティ報告基準の公開草案を公表した。この公開草案は、全国で統一されたサステナビリティ開示基準制度の最初の構成要素を概説し、段階的に導入され、上場企業と非上場企業の両方に適用される。草案はISSBのIFRS S1と整合性があるが、いくつかの相違点があり、ダブル・マテリアリティのアプローチが含まれているのが特筆すべき点である。 2024年12月、MoFは、他の9つの政府機関と共同で、ISSB基準と整合する企業サステナビリティ開示基準(基本基準)(CSDS)の最終版を発行した。2024年5月にMoFが協議のために公表した草案と比較すると、基本基準は柔軟性を重視し、投資家にとって財務的マテリアリティがある情報により重点を置いている。財務省が最終的な強制適用の要件と適用スケジュールを策定し、公表するまで、企業は任意で基本基準を適用することができる。	2027年までに気候関連開示基準とそれに付属するガイドラインを公表予定 2030年までには、全ての企業向けサステナビリティ開示基準とそれに付属するガイドラインが公表される見通し	上場企業および非上場企業(財務省が最終的な強制適用の要件と適用スケジュールを策定し、公表するまで任意適用)	構成は異なるもののISSB基準に基づいて開発されたことは明白。ISSB基準の中心的な位置づけと利点を利用しつつ、中国独自の状況や特性を反映したものになっている(ダブルマテリアリティの視点を採用)。CSDSはISSB基準との相互運用性は高く、機能的に整合した結果をもたらすことが期待される。	2025年度 - S1と整合したサステナビリティ基準 2026年度 - S2と整合した気候基準 2030年度 - 自国の基準システムを確立	未定
韓国	C	2	金融委員会(FSC)は、韓国における義務的なサステナビリティ開示基準の開発を担当している。 2023年10月、FSCは、韓国の国家サステナビリティ報告基準の開発に国際的な開示基準を反映させるための措置について議論を開始した。 2024年4月、韓国会計基準委員会(KSSB)は、サステナビリティ開示基準の草案に関する意見募集を開始した。義務化される基準には、全般的なサステナビリティ開示(KSSB 1)と気候関連開示(KSSB 2)があり、いずれもISSB基準に基づいている。 KSSBは3つ目の国別基準(KSSB 101)も公表した。これは任意であり、国内の政策目標に沿ったものとなる。基準の適用開始日は、意見募集終了後にKSSBが決定する。 基準案への意見募集は2024年8月31日に終了した。	FSCは、2024年第1四半期に基準設定の詳細計画を発表し、第2四半期に意見募集を実施。これを受け開示義務に関する規則の適用開始時期を決する予定である。	KOSPI上場企業	緩和措置については未定 ISSBを基準としつつも国内市場や企業の特殊性を踏まえた基準の策定を進める。 スコープ3の開示は検討中。	早ければ2026年度から段階的に適用開始	未定

(※):中国

2024年11月、中国の三大株式市場である上海証券取引所(SSE)、深圳証券取引所(SZSE)、北京証券取引所(BSE)は、大規模な上場企業向けのサステナビリティ開示フレームワーク案を公表した。このフレームワーク案は、大規模な上場企業に対して、ダブル・マテリアリティアプローチに基づく財務、環境および社会的なインパクトを開示することを要求する。主な気候関連の情報としては、温室効果ガス排出量、カーボン・オフセット、脱炭素化目標などが含まれる。

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (2/5)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
台湾	F	1	2023年8月、台湾金融監督管理委員会(FSC)は、上場企業のためのISSB基準適用ロードマップを発表した。全体方針としては、国際的な比較可能性を考慮し、ISSB基準をそのまま受諾する方針を決定した。	2025年に実務ガイダンスを作成 ISSBが今後策定する新基準については、2027年以降に順次、評価と承認の作業を実施	全ての上場企業	ISSB基準からの逸脱はなし ISSB基準をそのまま受諾している。適用初年度に 関しては、免除規定を設ける。初年度は、S2のみ に準拠することを許容するとともに、スコープ3の開 示義務も免除。気候変動に関するシナリオ分析では定性情報の開示のみ。	FSCが公表したロードマップに従って2026年度から段階的に開始予定。	未定
香港	I 適用開始	1	2023年4月、香港証券取引所(HKEx)は、ESGフレームワークの下で気候関連の開示を強化する提案に関する意見を求める協議文書を公表し、実施予定日を2024年1月1日としたが、ステークホルダーからの意見を受け、気候関連情報の開示を企業に求める開始期限を2025年1月1日に変更した。 2023年8月、政府横断型運営グループは、このスケジュールに沿った包括的な導入ロードマップの策定を目指すことを発表した。 2024年4月には、HKExは、上場企業を対象とした環境、社会、ガバナンス(ESG)の枠組みにおける気候関連開示の強化に関する協議の結論を公表した。ISSB基準と厳密に整合する新たな気候関連の要求事項の実施は、2025年1月に開始される。 2024年12月、香港公認会計士協会(HKICPA)は、ISSB基準に完全に整合する香港サステナビリティ開示基準(HKFRS S1号およびS2号)を公表した。HKFRS SDSは、同基準の使用を義務付ける法規制が制定されるまでの間、2025年8月1日より任意で使用可能となる。 2024年12月10日、香港特別行政区(SAR)政府は、大規模な上場企業にHKFRS S1号およびS2号に従った報告義務を遅くとも2028年までに段階的に義務付けるというアプローチを概説した包括的なロードマップを発表した。	HKFRS S1号およびHKFRS S2号に従った報告の義務化について、HKExが2027年に意見募集を行う。	上場企業などの公開説明責任法人(PAEs)および一定規模の非上場金融機関	ISSB基準からの逸脱はなし ISSB基準に完全に整合している。	2025年8月1日から施行予定 メインボード上場企業は、2025年1月1日以降開始する事業年度からIFRS S2号をモデルとする新しい気候関連開示要求事項に基づき、「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式で報告する。 大規模上場企業は2026年1月1日以降に開始する事業年度からIFRS S2号をモデルとする新しい気候関連要求事項に基づき、全ての気候関連開示の提供が求められる。 2028年1月1日以降に開始する事業年度より上場企業などの公開説明責任法人(PAEs)に強制適用の予定	保証は必須ではないが、推奨されている 国際基準を念頭に置いたサステナビリティ保証の枠組みが開発される予定

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (3/5)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか/逸脱が予想されるか?	適用日	保証が義務付けられるか
シンガポール	1 適用開始	1	2023年7月、シンガポールの会計企業規制庁(ACRA)とシンガポール証券取引所(SGX)は、サステナビリティと気候関連に関する報告の実施に向けたロードマップを策定するためにサステナビリティ報告諮問委員会(SRAC)を設立し、協議文書を発表した。 2024年2月、SRACは、ISSB基準に基づいた気候関連の情報開示を義務付けると発表した。 2024年9月、シンガポール証券取引所規制局(SGX RegCo)は、上場企業に対するサステナビリティ報告の要求事項を更新すると発表した。	なし	全上場企業および大規模な非上場企業 親会社がISSB基準に準拠した現地報告基準または同等の基準を使用して報告する場合、一定の条件の下、非上場企業はACRAへの報告が免除	ISSB基準からの逸脱はなし 適用初年度はスコープ3(バリューチェーン排出量)の報告を免除	2025年度から全上場企業 2027年度から大規模な非上場企業(売上高が10億ドル以上、資産5億ドル以上) 2027年に情報開示義務を見直した上で2030年度をめどに売上高が1億ドル以上の非上場企業	上場企業、大規模な非上場企業それぞれ報告開始2年後よりスコープ1および2の排出量について限定的保証が義務付けられる。 ACRAが報告および保証の実施を監督する。ACRAは、財務報告と監査を監督する当局と同じである。
マレーシア	1 適用開始	1	マレーシア証券委員会(SC)は、マレーシアにおけるISSB基準の導入支援のため、サステナビリティ報告に関する国家レベルの諮問委員会(ACSR)を設置した。ACSRは、SC(議長)、マレーシア中央銀行、マレーシア証券取引所(ブルサ・マレーシア)、マレーシア企業委員会、監査監督委員会、および財務報告会団(FRF)の代表者で構成されている。 2024年2月、SCは、ISSB基準の導入に向けた範囲、保証経過的な救済措置及び時期に関する公開草案を公表、意見募集を2024年3月21日まで実施した。 2024年9月、ISSB基準と整合するマレーシア国内のサステナビリティ報告義務を定める「国家サステナビリティ報告フレームワーク(NSRF)」が公表された。この新しいフレームワークは2025年から適用され、2027年にはスコープ1とスコープ2の温室効果ガス排出量について合理的保証が求められる。ブルサ・マレーシアも、NSRFの実施を支援するため、メイン市場およびACE市場(取引所の上場区分)の両方における上場要件の改正案に関する意見募集を2024年10月24日まで実施した。	なし ISSB基準を用いたNational Sustainability Reporting Framework(NSRF)を公表済	主要市場およびACE市場の上場企業、年間収益20億リンギット以上の非上場大企業(NLCO)	ISSB基準からの逸脱はなし NSRFは、ISSB基準を用いた情報の開示を要求している	2025年度から 時価総額20億リンギット以上の主要市場の上場企業 2026年度からその他の主要市場の上場企業 2027年度からACE市場の上場企業および年間収益20億リンギット以上の非上場大企業(NLCO)	時価総額20億リンギット以上の主要市場の上場企業、その他の主要市場の上場企業、ACE市場の上場企業および年間収益20億リンギット以上の非上場大企業それぞれ報告開始2年後よりスコープ1およびスコープ2の排出量について合理的保証が義務付けられる。 マレーシア会計士協会(MIA)が採用する保証基準に従って実施される予定。

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (4/5)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
フィリピン	A	X	フィリピン証券取引委員会(SEC)は、サステナビリティ報告を強化するためのガイドラインの草案を作成している。これらのガイドラインは、特にISSB基準のような、国際的なサステナビリティ基準を考慮する。	フィリピン証券取引委員会(SEC)が発表した改訂ガイドラインに関する覚書を回覧。	上場企業と非上場企業(予定)	未定	未定 段階的な適用が検討されている。 2026年度-大規模上場企業 2027年度-中規模上場企業 2028年-中小上場企業及び大規模な非上場企業	未定 2028年から限定的保証が検討されている。
タイ	C	1	2024年11月、タイ証券取引委員会は、ISSB基準と整合する、サステナビリティ開示の強化に関するガイドラインの原則を意見募集のために公表した。意見募集は2024年12月19日に終了した。	ISSB基準による開示は検討中	タイ証券取引所(SET市場およびMAI市場)上場企業の予定	未定	未定 2026年度からの段階的適用開始を検討中	未定 限定的保証(GHG排出量のみ)を検討中
インドネシア	C	2	2024年11月、インドネシア勅許会計士協会(IAI)は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の基準に基づくサステナビリティ開示基準の採択に向けたロードマップを公表した。この文書では、気候関連を最優先に取り組むアプローチを提案しており、強制的な開示の適用開始日は2027年1月1日であるが、早期実施の可能性もある。 2024年12月、IAIは、ISSBガイドラインと整合するサステナビリティ報告基準の草案に関する意見募集を開始した。基準草案では、企業が気候関連リスクに開示を限定できる3年間の経過期間が認められている。意見募集は2025年3月31日に終了した。 同日、インドネシアサステナビリティ基準審議会(DSK IAI)が、サステナビリティ開示基準(SPK)の公開草案を承認した。これには、DE PSPK 1(サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項)およびDE PSPK 2(気候関連開示)が含まれる。	ISSB基準による開示は検討中	未定 インドネシアのESG報告は、金融サービス(OJK)の規制下にある金融機関を含む上場企業と非公開企業を対象としている	未定	未定	未定
バングラデシュ	適用開始	1	2023年12月、バングラデシュ銀行は、「銀行および金融会社向けの持続可能性と気候関連財務情報開示に関するガイドライン」を発行した。	バングラデシュ銀行は、ISSB基準の導入プロセスを監視していく	金融機関	完全に整合するISSB基準ではない	2024年7月から半年ごとの限定的な報告書 2025年1月からISSB基準の完全な開示義務付け。	保証は必須 2024年7月からの限定的な報告書を含め、報告されるすべての情報について限定的保証が必要

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 APAC (5/5)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
オーストラリア	1 適用開始	1	<p>2023年6月、オーストラリア財務省は、すべての範囲と要求事項を含む気候関連情報の開示義務化に向けた枠組みを定めた開示基準(案)に関する文書を公表した。この文書により、オーストラリア会計基準審議会(AASB)はISSB基準に基づいて気候関連情報の開示要求を策定し、オーストラリア監査・保証基準審議会(AUASB)はサステナビリティ保証基準を策定できる。</p> <p>2024年1月、財務省は気候関連情報の開示を義務付ける法案の草案を発表した。意見募集期間は2024年2月に終了し、3月に法案が提出された。</p> <p>2024年9月、オーストラリア議会は、2025年1月から特定の企業に対して、AASB基準に沿った気候関連の報告を義務付ける法律を可決した。</p> <p>2024年10月、AASBは、ISSB基準と概ね整合する新しいサステナビリティ報告基準(ASRS)を公表した。</p> <p>2024年11月、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)は、サステナビリティ報告制度に関する規制ガイドラインの草案を公表し、意見募集を開始した。草案では、法令遵守に関する詳細な指示、既存の法的義務との相互作用、ASICの監督および執行に関するアプローチの概要が説明されている。意見募集は2024年12月19日に終了した。</p> <p>2024年3月、AUASBは、オーストラリアのサステナビリティ保証基準の実施に関する協議文書を発表した。</p> <p>2025年1月、AUASBは国際監査・保証基準審議会(IAASB)のISSA 5000の導入を承認した。</p>	<p>2001年会社法に基づく強制的な気候関連報告に対する限定的かつ合理的な保証の段階的導入については、AUASB基準ASSA 5010に概説されている。</p>	<p>上場・非上場の双方に適用。</p> <p>会社法第2章Mに基づき財務報告書を提出する必要があり、かつ、以下のいずれかに該当する場合所定の規模基準を満たす(アセットオーナー含む)またはNGER法に基づく「登録法人」</p>	<p>適用対象範囲に含まれる企業は、気候関連財務情報開示の作成にAASB S2を適用する必要がある。</p> <p>自主的にAASB S1を適用し、気候関連以外のサステナビリティに関連するリスクや機会に関する情報を開示することもできる。</p>	<p>2025年1月 大規模企業については、2025年1月1日から始まる報告期間について報告が義務付けられる。オーストラリア財務省が発表したタイムラインに従って、報告義務のある企業の範囲は段階的に拡大される。</p>	<p>保証は必須</p> <p>保証業務の要求事項は段階的に導入され、2030年7月までに限定的保証から合理的保証へと移行する。</p> <p>なお、オーストラリアは世界で初めてISSA 5000が導入された国である。</p>

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 EMEIA(1/2)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
イギリス	F	2	英国ビジネス・通商省(DBT)が、ISSB基準の承認プロセスを監督する。 2024年9月、英国政府は2025年第1四半期に英国サステナビリティ報告基準(UK SRS)草案に関する協議を行う計画を発表した。承認決定後、ISSB基準に整合する最終的なUK SRSが公表される。英国ではすでに、移行計画タスクフォース(TPT)およびTCFDの枠組みに基づき、上場企業に対して包括的な気候関連報告を行うことが義務付けられている。英国金融行為規制機構(FCA)は、英国上場企業にサステナビリティ関連情報の報告を義務付ける要件を導入するために、UK SRSの使用について協議する予定である。また、政府はFCAの規制対象外の企業に対する開示要件についても決定する。 2024年12月、英国サステナビリティ開示技術諮問委員会(TAC)は、英国での使用を目的としたISSB基準を承認するよう英国ビジネス・貿易大臣に最終提言を出した。	英国政府は、協議プロセスを経て、英国上場企業による任意使用を目的としたUK SRSを作成するために、ISSB基準を承認するかどうかを決定する予定。承認が得られた場合、英国金融行為規制機構(FCA)は、TCFDからUK SRSへの移行と、上場企業の移行計画開示に対する期待の明確化を目的とした、英国上場規則の改正に関する協議を行う予定。	未定 上場企業を予定	ビジネス・貿易省(DBT)は、「英国が承認した基準は、英国特有の事項に必要不可欠な場合のみ、グローバル・ベースラインから逸脱する」と述べている。 TAC提言では、ISSB基準の軽微な改正、これには「気候ファースト」救済措置の2年間の延長が含まれる。	未定 政府承認およびFCAの協議を経て段階的に導入される見込みで2026年から開始される可能性がある。	未定
スイス	A	1	2024年12月、スイス政府は、最新の国際的な規制動向を反映し、企業に義務付けられる移行計画の最低要件を定めることを目的として、気候開示規則の改正に向けた協議を開始した。 企業が国際的に認められた基準、または欧州連合で使用されているサステナビリティ報告基準に従つて情報を開示する場合、気候関連事項に関する報告義務は満たされることとなる。	スイス連邦参事会は、「気候開示規則」(Ordinance on Climate Disclosures)の改正に関する意見募集を開始。意見募集期間は2025年3月21日までとなっている。承認されれば、改正された気候開示規則は2026年1月1日から適用される。	上場事業体及び社会的影響度の高い事業体(PIE)および、以下の3つの基準のうち2つを2期連続で上回る企業:(1)従業員数250人以上、(2)資産2,500万スイスフラン(2,600万ユーロ)、または(3)売上高5,000万スイスフラン(5,200万ユーロ)。ただし、オムニバス簡素化パッケージ法案によりEU規則が改正され、スイスにおける基準値(およびその他の要件)が調整されるまで、スイスの立法プロセスは保留される見通し。	未定 (ISSBまたはESRSなどを反映することを検討)	2026年度予定	未定

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況 EMEIA(2/2)

法域	導入状況	導入タイプ	ISSB基準の導入プロセスおよび基準の導入に責任を負う政府組織	ISSBに準拠した基準の導入プロセスの次のステップ	適用範囲 予定される対象企業の種類/規模	ISSB基準から逸脱しているか／逸脱が予想されるか？	適用日	保証が義務付けられるか
トルコ	適用開始	1	トルコの公開審査・会計監査基準局(KGK)は、2023年12月のCOP28で、IFRSサステナビリティ情報開示基準が2024年からトルコの規制フレームワークに組み込まれることを発表した。2023年12月29日に、トルコのサステナビリティ報告基準規制が官報に掲載された。この規則は、IFRS S1およびS2に基づいて報告が義務付けられる企業の適格性規準を定めている。	セクター別報告基準(ISSB Appendix B)と同様、SASBに準拠)およびサステナビリティ関連情報の保証方法は、今後公表される予定。	2回連続した報告期間において、以下の基準のうち少なくとも2つの閾値を超えた企業は、強制適用の対象となる： ・総資産、5億トルコリラ ・年間純売上高、10億トルコリラ ・従業員数、250人 銀行調整監視機構(Banking Regulation and Supervision Agency)の規制と監督の対象となる銀行は、閾値に関係なく報告義務の対象となる。 預金保険機構(Savings Deposit Insurance Fund)に属する銀行は、この規定から免除される。	未定	2024年度から報告が義務付けられる。 2025年1月には、ISSB基準に沿った限定的な開示が企業の年次報告書に盛り込まれる予定。	保証は必須 2025年以降は保証が義務付けられることになるが、スケジュールや方法論に関する指針や正確な情報はまだ公表されていない。

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

参照リンク

地域	法域	リンク
Americas	ブラジル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.gov.br/cvm/pt-br/assuntos/noticias/2024/cvm-edita-as-resolucoes-217-218-e-219 ▶ https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/10/brazil-adopts-issb-global-baseline/ ▶ https://www.bcb.gov.br/en/pressdetail/2523/nota
Americas	メキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://viewpoint.pwc.com/dt/us/en/pwc/in_briefs/2024/2024-in-brief/ib202408.html ▶ https://www.cofemersimir.gob.mx/portales/resumen/57550 ▶ https://www.cinif.org.mx/nis-mayo2024/Comunicado%20evento-promulgacion_NIS.pdf ▶ https://www.cofemersimir.gob.mx/portales/resumen/57550 ▶ https://www.ey.com/ja_jp/insights/japan-business-services/info-sensor-2025-03-03-jbs
Americas	カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.frascanada.ca/en/cssb/news-listings/csds1_csds2_launch ▶ https://www.frascanada.ca/en/cssb ▶ https://www.securities-administrators.ca/news/canadian-securities-regulators-issue-statements-on-proposed-sustainability-disclosure-standards-and-ongoing-climate-consultation/ ▶ https://www.securities-administrators.ca/news/canadian-securities-administrators-statement-on-proposed-climate-related-disclosure-requirements/ ▶ https://www.securities-administrators.ca/news/canadian-securities-regulators-issue-statements-on-proposed-sustainability-disclosure-standards-and-ongoing-climate-consultation/
Americas	米国	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.sec.gov/files/rules/proposed/2022/33-11042.pdf ▶ https://www.sec.gov/files/33-11042-fact-sheet.pdf
Americas	カリフォルニア州	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB261
APAC	シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.sgxgroup.com/media-centre/20240923-sgx-regco-start-incorporating-ifrs-sustainability-disclosure ▶ https://www.acra.gov.sg/news-events/news-details/id/778 ▶ https://api2.sgx.com/sites/default/files/2023-07/Consultation%20Paper-Recommendations%20by%20SRAC.pdf
APAC	台湾	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.fsc.gov.tw/en/home.jsp?id=54&parentpath=0,2&mcustomize=multimessage_view.jsp&dataserno=202308180001&dtable=News
APAC	バングラデシュ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.bb.org.bd/aboutus/draftguinotification/guideline/sustainabilityreport.pdf
APAC	香港	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.esgtoday.com/hong-kong-to-require-ifrs-aligned-sustainability-reporting-starting-in-2025/ ▶ https://www.fstb.gov.hk/fsb/en/publication/report/docs/FSTB_Roadmap2024_eBooklet_EN.pdf ▶ https://www.hkicpa.org.hk/en/News/News-Release/20241212_HKFRS_S1_S2 ▶ https://www.pwchhk.com/en/press-room/press-releases/pr-060524.html ▶ https://www.hkicpa.org.hk/-/media/HKICPA-Website/New-HKICPA/Standards-and-regulation/SSD/02_Open-for-comment/subrep/s1s2/mes1s2.pdf ▶ https://www.hkex.com.hk/-/media/HKEX-Market/News/Market-Consultations/2016-Present/April-2023-Climate-related-Disclosures/Consultation-Paper/cp202304.pdf ▶ https://www.hkex.com.hk/News/Regulatory-Announcements/2023/231103news?sc_lang=en#:~:text=The%20ISSB%20Adoption%20Guide%20is,finalising%20the%20Listing%20Rule%20amendments.
APAC	マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.sc.com.my/resources/media/media-release/national-sustainability-reporting-framework-to-enhance-sustainability-disclosures ▶ https://www.sc.com.my/api/documentms/download.ashx?id=46cad705-4a30-4315-b09c-b8d205a46be1 ▶ https://www.sc.com.my/resources/media/media-release/sc-sets-up-inter-agency-committee-to-support-implementation-of-the-issb-standards ▶ https://www.thestar.com.my/business/business-news/2023/09/13/sc-plans-to-embrace-issb-standards-on-sustainability

各法域におけるISSB基準の導入やその他の使用の状況

参照リンク

地域	法域	リンク
APAC	オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://aasb.gov.au/news/australian-sustainability-reporting-standards-aasb-s1-and-aasb-s2-are-now-available-on-the-aasb-digital-standards-portal/ ▶ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bld=r7176 ▶ https://auasb.gov.au/media/yzsb1zlf/consultation-paper-assurance-over-climate-and-other-sustainability-information-final.pdf ▶ https://treasury.gov.au/consultation/c2024-466491 ▶ https://treasury.gov.au/consultation/c2023-402245 ▶ https://www.aasb.gov.au/news/exposure-draft-ed-sr1-australian-sustainability-reporting-standards-disclosure-of-climate-related-financial-information/ ▶ https://aasb.gov.au/news/australian-sustainability-reporting-standards-aasb-s1-and-aasb-s2-are-now-available-on-the-aasb-digital-standards-portal/ ▶ https://auasb.gov.au/news/feedback-invited-proposed-australian-standard-on-sustainability-assurance-assa-5010-timeline-for-audits-and-reviews-of-information-in-sustainability-reports-under-the-corporations-act-2001/
APAC	韓国	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://eng.kasb.or.kr/fe/bbs/NR_view.do?bbsCd=1023&bbsSeq=41553 (Only available in Korean) ▶ http://www.kasb.or.kr/fe/bbs/NR_view.do?bbsCd=1113&bbsSeq=40034&currentPage=1&rowPerPage=10&ctgCd=&sortCds=&startDt=&endDt=&searchKey=1000&searchVal= ▶ https://www.fsc.go.kr/no010101/80987?srchCtgry=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt= ▶ https://www.fsc.go.kr/no010101/80911?srchCtgry=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=
APAC	中国	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://kjs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202412/t20241216_3949745.htm ▶ https://www.responsible-investor.com/chinese-stock-exchanges-table-sustainability-disclosure-rules/?mkt_tok=NTIwLVJYUC0wMDMAAGXV6x5vm89U6qCKk4_I0_300APPNoQtsl837R47ARzc8drtsCdx-gGhyt8vRpS-A49wTURpkvG1BeRQ-CT4tIuBS3uUxHsEPe6H1o_h20LBvxZA2Hq ▶ https://kjs.mof.gov.cn/gongzuotongzhi/202405/t20240527_3935674.htm
APAC	フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.sec.gov.ph/pr-2023/sec-enhances-sustainability-reporting-guidelines-for-listed-companies/#gsc.tab=0
APAC	タイ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.bot.or.th/content/dam/bot/tipcs/documents/FPG/2566/EngPDF/25660028.pdf ▶ https://www.sec.or.th/Documents/PHS/Main/1030/hearing502567en.pdf
APAC	インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://web.iaiglobal.or.id/Berita-IAI/detail/ratification_of_exposure_draft_sustainability_disclosure_standards#gsc.tab=0 ▶ https://www.icaagh.org/#elementor-action:action=lightbox&settings=eyJpZCI6InNpbmdsZS1pbWciLCJ1cmwiOiJodHRwczovL3d3dy5pY2FnaC5vcmcvd3AtY29udGVudC91cGxvYWRzLzlwMjMvMTEvMzQ4NTk4OTU2XzE3NzIzNjY4MDk4NzE3MDBfNjg3NTcxNTUwNDc2NjQwMjk2NF9uLmpwZyJ9
EMEIA	トルコ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.linkedin.com/posts/botswana-stock-exchange_bse-launches-sustainability-disclosure-guidance-activity-7229875670485524480-RqB0/ ▶ https://www.biofin.org/sites/default/files/content/publications/BSE%20Sustainability%20Disclosure%20Guidance.pdf
EMEIA	イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.grantthornton.co.uk/insights/uk-takes-next-steps-on-issb-standards/ ▶ https://www.frc.org.uk/news-and-events/news/2024/12/uk-sustainability-tac-issues-final-recommendations/#:~:text=%22The%20TAC%20has%20conducted%20an,its%20leadership%20in%20sustainability%20reporting.
EMEIA	スイス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases/media-releases-federal-council.msg-id-103451.html ▶ https://www.finma.ch/en/news/2021/05/20210531-mm-transparenzpflichten-zu-klimarisiken/?pk_campaign=News-Service&pk_kwd=FINMA%20specifies%20transparency%20obligations%20for%20climate%20risks

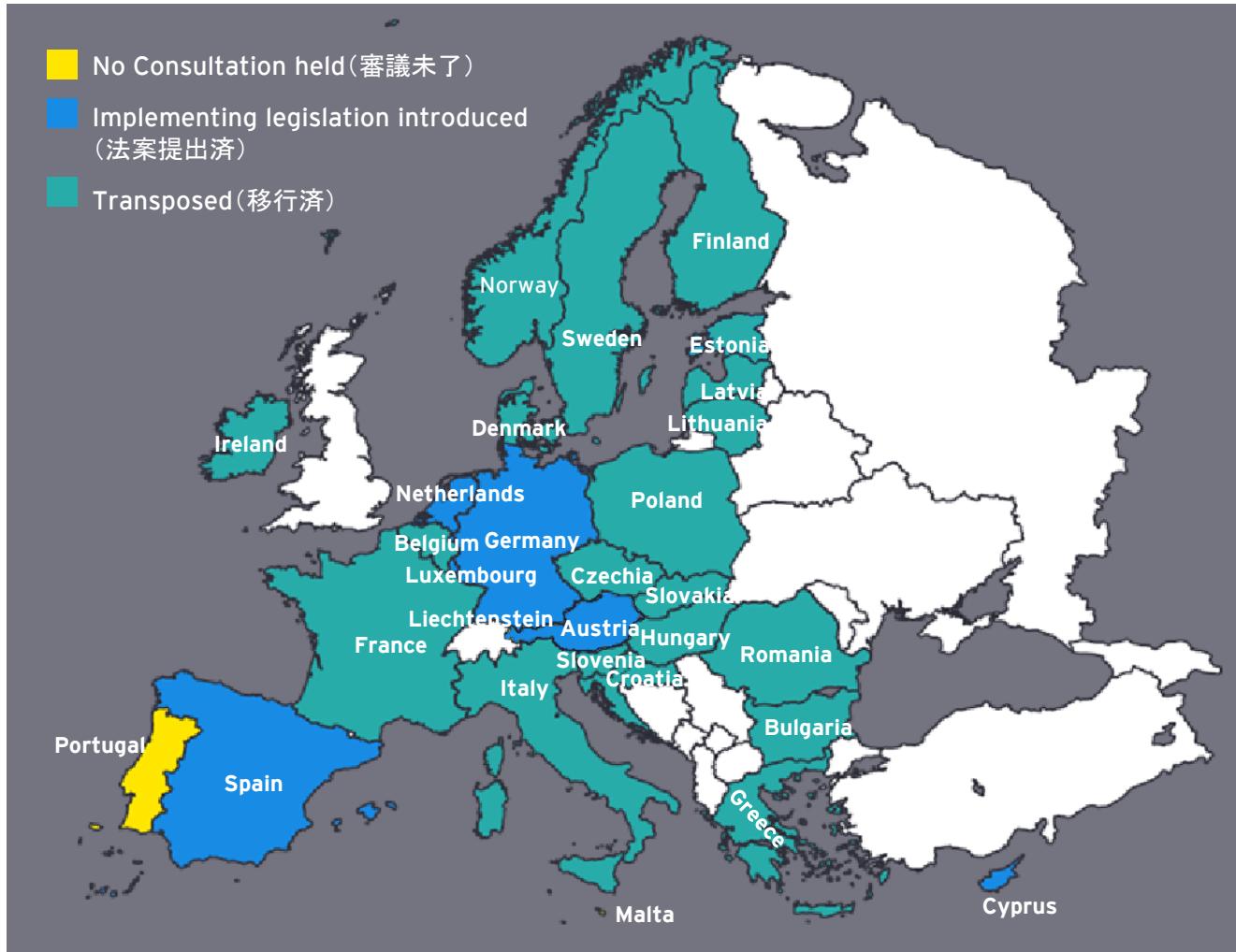


EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況 および、オムニバス簡素化パッケージ

EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況

2024年12月末日時点

19のEU加盟国またはEEAが国内法制化を完了している



EU加盟国またはEEA	国内法制化/Transposed to CSRD	
	完了	未了
ベルギー	✓	
ブルガリア	✓	
クロアチア	✓	
キプロス		✓
チェコ		✓ (※1)
デンマーク	✓	
フィンランド	✓	
フランス	✓	
ドイツ		✓
ハンガリー	✓	
アイルランド	✓	
イタリア	✓	
ギリシャ	✓	
ラトビア	✓	
リトアニア	✓	
ルクセンブルク		✓
オランダ		✓
ポーランド	✓	
ポルトガル		✓
ルーマニア	✓	
スロベニア	✓	
スロバキア	✓	
スペイン		✓
スウェーデン	✓	
リヒテンシュタイン	✓	
ノルウェー	✓	

※1 チェコ:NFRD報告対象であるwave 1企業については導入済み。その他の企業グループについては導入手続きが進行中。

EUオムニバス簡素化パッケージ法案(提案されたCSRDの概要－2025年2月26日)

CSRDに関連するオムニバス簡素化パッケージ法案の概要

報告対象企業の範囲の縮小

- 従業員1,000人超の大企業のみに適用
- 従業員1,000人以下の大企業および上場中小企業は報告義務の対象外に変更

バリュー・チェーン上限 (value-chain cap)

- 報告対象企業が中小の取引先(従業員1,000人以下)に過度な情報要求をしないように、その上限内容をVSME*水準に設定

欧州委員会のESRS改訂 へのコミットメント

- データポイントの大幅な削減、不明確とされる規定の明確化、他の法律との整合性改善を目的として、ESRSを制定する委任法を改訂予定

セクター別基準要件の削除

- セクター別基準を採択するための欧州委員会の権限を削除

保証水準の据え置き

- 保証水準の引き上げ条項を削除し、将来的にも限定的保証のまま据え置くことを明確化
- 企業側で今後保証コストが増大しない見通し

報告義務の延期

- CSRDの適用が開始されていない大企業および上場中小企業に対する報告要件の適用開始を2年間延期することを提案

報告対象企業の範囲の縮小

今般の報告対象企業の範囲の見直しにより、CSRD適用対象となる企業の数は約5万社から約1万社となり、約80%減少見込み

従来の適用対象企業

- すべての大企業、つまり以下のうち2つの要件を満たす企業
 - 従業員250人超
 - 純売上高50百万ユーロ超
 - 総資産残高25百万ユーロ超
- 上場しているSMEs (Small, medium enterprises)
- 以下を満たすEU域外適用企業
 - EU域内の純売上高が150百万ユーロ超であり、かつ、
 - (a)または(b)
 - (a)EU子会社が大企業(上記参照)に該当
 - (b)EU支店のEU域内純売上高が40百万ユーロ超

提案された適用対象企業

- 以下を満たすEU域内企業
 - 従業員1,000人超、かつ
 - 売上高50百万ユーロ超、または貸借対照表合計25百万ユーロ超
- 以下を満たすEU域外適用企業
 - EU域内の純売上高が450百万ユーロ超であり、かつ、
 - (a)または(b)
 - (a)EU子会社が大企業(上記参照)に該当
 - (b)EU支店のEU域内純売上高が50百万ユーロ超

* 義務対象外となる企業向けに、EFRAGが開発した基準「Voluntary reporting standard for non-listed micro, small and medium enterprises (VSME)」

出典: 欧州委員会「Questions and answers on simplification omnibus I and II」よりEY作成

EUオムニバス簡素化パッケージ法案(提案されたCSRDの概要－2025年2月26日)

企業はCSRDの対象かどうか？

EU域内

1月1日開始 会計年度

2024

2025報告

はい

以前に非財務報告指令(NFRD)の対象となつたことがある、あるいは従業員500名を超えるその他の大規模上場企業か？

いいえ

- 大規模上場企業、保険会社、信用機関(従業員500人超)
- 提案: 2026年度以降、従業員数の閾値(しきいち)を1,000人超に引き上げ
- ESRSセット1の修正(2024年度以降の報告を削減)

1月1日開始 会計年度

2027

2028年報告

はい

大企業や大規模グループの基準を満たしているか？

いいえ

- 過去にCSRDの対象となつていないが、以下の基準を満たす大企業およびグループ:
 - 貸借対照表の合計が25百万ユーロを超えるかあるいは純売上高50百万ユーロを超えるか
 - かつ
■ 会計年度における従業員数が1,000人を超えるか

EU域外

いいえ

大規模企業あるいはEU証券市場に上場しているEU子会社が少なくとも1つはあるか？

いいえ

EU域内で50百万ユーロを超える売上高のあるEU支店が少なくとも1つはあるか？

はい

第三国親会社がEU域内で450百万ユーロを超える売上高があるか？

はい

2028
2029年報告

1月1日開始 会計年度
Financial year starting 1 January

いいえ

企業はCSRDの対象ではないが、任意で適用が可能

オムニバスを通じて提案された変更点－COM(2025)80 (2025年2月26日)

* 非EU企業がEU証券市場で証券を発行している場合は、透明性指令の対象となるため、CSRDに基づいてサステナビリティレポートを作成する必要があります。

出典: 欧州委員会「Omnibus I」よりEY作成

EUオムニバス簡素化パッケージ法案(CSRD・EUタクソノミー規制・CSDDD—2025年2月26日)

- ▶ 2025年2月26日、CSRD、EUタクソノミー規則、CSDDDの報告義務の中小規模企業の負担軽減や、重複を解消する「オムニバス簡素化パッケージ法案」が欧州委員会より公表されました。今後、当法案は欧州議会と欧州理事会に提出され、その審議と採択が行われる予定です。

		CSRD	EUタクソノミー規則	CSDDD
EU域内企業	連結	■ 平均従業員1,000人超かつ ■ 売上高50百万ユーロ超または総資産25百万ユーロ超	CSRD対象で ■ 売上高450百万ユーロ超は必須 ■ 売上高50百万ユーロ～450百万ユーロは任意で適合性を報告(または部分適合性報告)	■ 平均従業員1,000人超かつ ■ グローバル売上高450百万ユーロ超 ただし最終親会社がEU域外に存在する日系企業においては該当しない
	単体	■ 平均従業員1,000人超かつ ■ 売上高50百万ユーロ超または総資産25百万ユーロ超		■ 平均従業員1,000人超かつ ■ グローバル売上高450百万ユーロ超
EU域外企業	連結	■ EU域内売上高450百万ユーロ超かつ ■ EU域内に大会社であるEU子会社あり(売上高50百万ユーロ超、総資産25百万ユーロ、従業員数250人のうち2つを超える)または域内にEU支店あり(売上高50百万ユーロ超)	開示義務なし	■ EU域内売上高450百万ユーロ超 なお、単体で満たさない場合には、親会社連結ベースで判定

		CSRD	EUタクソノミー	CSDDD
EU域内企業	連結	2027年1月1日以降に開始する事業年度	CSRD適用対象であれば対象	2028年7月26日以降 規模に応じて随時
	単体	2027年1月1日以降に開始する事業年度	CSRD適用対象であれば対象	2028年7月26日以降 規模に応じて随時
EU域外企業	連結	2028年1月1日以降に開始する事業年度	開示義務なし	2028年7月26日以降 規模に応じて随時

EU加盟国におけるCSRD国内法制化の状況

参照リンク

EU加盟国またはEEA	リンク
ベルギー	-
ブルガリア	▶ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/BG/TXT/PDF/?uri=NIM:202403785 ▶ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/BG/TXT/PDF/?uri=NIM:202404028
クロアチア	▶ https://narodne-novine.nn.hr/clanci/sluzbeni/2024_07_85_1474.html
キプロス	-
チェコ	▶ https://www.zakonyprolidi.cz/cs/2023-349#cast29
デンマーク	▶ https://www.folketingstidende.dk/samling/20231/lovforslag/L107/20231_L107_som_vedtaget.pdf
フィンランド	▶ https://www.eduskunta.fi/Fl/vaski/EduskunnanVastaus/Documents/EV_40+2023.pdf
フランス	▶ https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048519395
ドイツ	-
ハンガリー	▶ https://www.kozlonyok.hu/nkonline/index.php?menuindex=200&pageindex=kozltart&ev=2023&szam=187
アイルランド	▶ https://enterprise.gov.ie/djei/en/news-and-events/department-news/2024/july/20240705.html
イタリア	▶ https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2024/09/10/24G00145/sq
ギリシャ	▶ https://drive.google.com/file/d/1YrzUQAS-IB01Wt0Q2HEBWZU4MIQWVuCq/view
ラトビア	▶ https://www.vestnesis.lv/op/2024/193.1
リトアニア	▶ https://e-seimasx.lrs.lt/portal/legalAct/lt/TAD/f06cb9b2338c11efb121d2fe3a0eff27?jfwid=wnk4shof1 ▶ https://e-seimas.lrs.lt/portal/legalAct/lt/TAD/TAIS.83535/asr
ルクセンブルク	-
オランダ	-
ポーランド	▶ https://orka.sejm.gov.pl/proc10.nsf/ustawy/726_u.htm
ポルトガル	-
ルーマニア	▶ https://lege5.ro/App/Document/ge2domzvqqztc/ordinul-nr-85-2024-pentru-reglementarea-aspectelor-referitoare-la-raportarea-privind-durabilitatea
スロベニア	▶ http://www.pisrs.si/Pis.web/pregledPredpisa?sop=%202024-01-1558 ▶ https://pisrs.si/pregledPredpisa?sop=2024-01-2518
スロバキア	▶ https://www.slov-lex.sk/ezbierky/pravne-predpisy/SK/ZZ/2024/105/20240601
スペイン	-
スウェーデン	▶ https://www.regeringen.se/contentassets/2824bdbca4c964a5daf4b7d132b40e7d3/nya-regler-om-hallbarhetsrapportering-prop.-202324124.pdf
リヒテンシュタイン	▶ https://bua.regierung.li/BuA/default.aspx?nr=15&year=2024&backurl=modus%3dn%26filter1%3d2024
ノルウェー	▶ https://www.regjeringen.no/no/dokumenter/prop.-57-l-20232024/id3029393/

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーフームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED MMYY

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp